

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

### ～機械の歯車にかかる措置等を講じていなかった疑い～

名古屋西労働基準監督署（署長 伊達清隆）は、令和8年1月13日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1. 被疑者

フルハシ EPO 株式会社 ほか1名

(所在地：愛知県名古屋市中区金山 事業内容：産業廃棄物処分業)

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第101条第1項（原動機、回転軸等による危険の防止）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和7年7月2日、愛知県清須市に所在するフルハシ EPO 株式会社愛知第五工場において、被疑者の雇用する労働者（当時62歳）が、同工場の木材破碎機の木材の詰まりを解消する作業を行っていたところ、木材破碎機の一部である回転する歯車部分に左足が巻き込まれ、左足を負傷する災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の原動機、回転軸、歯車等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、木材破碎機の一部である回転する歯車部分に覆い、囲い等を設ける措置を講じていなかった疑いがあるもの。

#### 5. 関係法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、(以下、一部条文省略) の規定に違反した者

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第 101 条

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリープ、踏切橋等を設けなければならない。